長沼町公告第１８号

長沼町普通財産一般競争入札に関する公告

長沼町普通財産の売払いに係る一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和７年１２月１１日

長沼町長　齋　藤　良　彦

1　入札に付する事項

（売払財産）

物件番号	売払財産の所在地	登記地目	種目	面積（㎡）	最低売却価格
1	夕張郡長沼町 中央南１丁目 1156-8	宅地	土地・建物	349.14 ㎡	3,667,000 円

2　公告等関係書類を示す場所及び期間

(1)　公告等関係書類を示す場所

ホームページ、長沼町役場　総務財政課　財政管財係

(2)　公告等関係書類を示す期間

令和７年１２月１１日（木）～　令和８年　２月１０日（火）

3　入札執行の場所及び日時

年月日（曜日）	時間	場所
令和８年３月３日（火）	午前１１時００分	長沼町役場３階第１・２会議室

4　入札の申込方法

入札参加者は、次に掲げる書類を提出期限内に提出しなければならない。

(1)　提出書類

ア　長沼町普通財産一般競争入札参加申込書(別記様式第1号)

イ　誓約書(別記様式第2号)

ウ　代理人が入札に参加する場合は、委任状(別記様式第3号)。ただし、1人で2人以上の代理人を兼ねてはならない。

エ　納税証明書又は非課税証明書

オ　身分を証明できるものの写し

(2)　提出部数

１部

(3)　提出期限

令和８年　２月１０日（火）午後５時１５分まで

(4)　提出方法

長沼町役場　総務財政課　財政管財係まで、持参又は郵送で提出すること。

郵送の場合は提出期限必着とする。

5　現場説明

現場説明に関しては、希望者を対象に随時行うものとし、申込みは総務財政課　財政管財係（電話 0123-88-2112）に照会すること。

6　入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1)　入札保証金

入札者は、最低売却価格の 100 分の 5 の入札保証金を入札執行前日までに納付すること。なお、この入札保証金の還付に際しては、利息を付さない。

(2)　契約保証金

契約時に一括支払いする場合は不要。それ以外は、契約時に契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上（入札保証金を含む。）の金額（1 円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。）を納める。

7　入札に参加することができない者

次の各号のいずれかに該当するものは、この一般競争入札に参加することができない。

(1)　法第 238 条の 3 に規定する公有財産に関する事務に従事する職員

(2)　政令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者

(3)　政令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当する者で、各号に該当する事実があった日から 2 年の期間が経過していないもの

(4)　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）を適用申請した者で、同法に基づく裁判所からの更正手続開始の決定がされていないもの

(5)　売払財産を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の事務所又は活動の用に供しようとする者

(6)　市町村民税等を滞納している者

(7)　提出書類に不備又は不正のある者

8　入札の方法

町指定の入札書に記載の上、長形封筒に入れて札入れすることとする。

9　入札の無効

第6項に規定する入札に参加することができない者のした入札及び次の各号に掲げる入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(1)　入札参加資格がない者の入札
(2)　指定した期日までに入札保証金を納入しなかった場合
(3)　指定した日時までに入札書が提出されなかった場合
(4)　入札価格が最低売却価格に達していない場合
(5)　入札書を2通以上提出した場合のその全部の入札
(6)　入札書の金額が訂正されているもの
(7)　入札書の金額及び氏名が確認しがたいもの
(8)　入札書に記名押印がないもの
(9)　入札書が鉛筆で記入されているもの
(10)　入札に当たり不正行為があった者のした入札
(11)　他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
(12)　入札に関して担当職員の指示に従わなかった者の入札
(13)　前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反した入札

10　落札者の決定

落札者は、最低売却価格以上の有効札のうち最高の価格での入札者とする。

11　契約不履行の場合における入札保証金の帰属

落札者が町の指定した期限内に売買契約を締結しないときは、落札者の入札保証金は、町に帰属するものとする。

12　契約の締結及び売買代金の支払い方法

落札者が落札決定の日の翌日から起算して14日以内に市の定める売買契約書により売買契約を締結しない場合は、その落札は無効となり、入札保証金は町に帰属するものとする。

売買代金の支払いに関しては、契約と同時に全額一括支払いをするか、契約時に、契約保証金として契約金額の100分の10以上(入札保証金を含む。)の金額(1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。)を納めるものとし、残りの売買代金は町の指定する日までに町が発行する納入通知書により納めるものとする。

13　その他

(1)　競争入札参加者は関係法令を承知すること

(2)　受渡しをする財産の名義変更等の諸手続き費用は、全て買受け人の負担とする。

(3)　土地・建物に関して、現状有姿で受渡すものとする。

(4)　その他入札に関し不明な点は、長沼町役場　総務財政課財政管財係（電話 0123-88-2112）に照会すること。